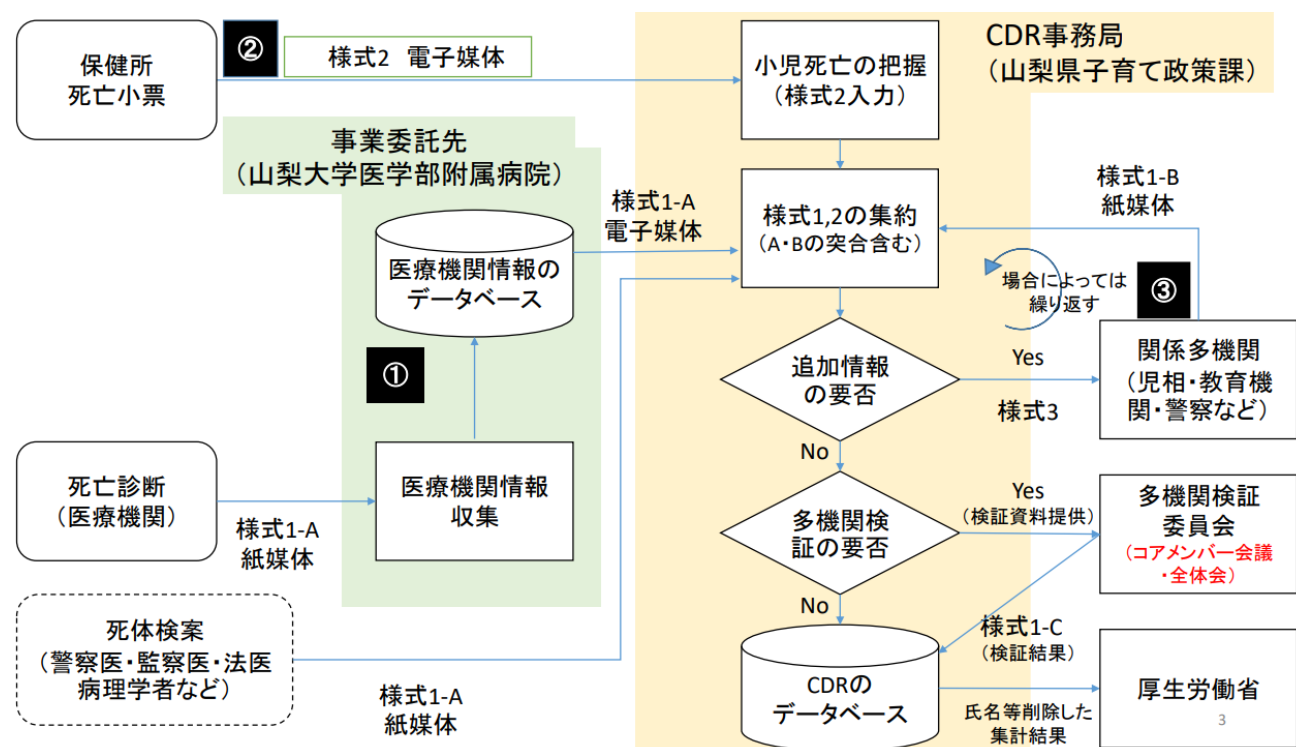


事例2：山梨県

1. 情報管理・利用について

山梨県における死亡情報の収集及び管理については、以下の図のような流れとなる。



※事業実績報告書より抜粋

① 各医療機関の死亡調査票の収集

- 各医療機関から紙媒体で簡易書留を用いて郵送で委託機関へ送付
- 委託先が県庁へ手渡しで届ける
- 県庁内の独立したパソコンの小児死亡症例台帳に入力

② 死亡小票

- 各保健所執務内で媒体（CD-R）複写し、県庁へ持参し担当に直接手渡し
- 県庁内の独立したパソコンに保存し、小児死亡症例台帳に入力

③ ・各関係機関の追加情報の収集は

- 各機関から紙媒体で簡易書留を用いて郵送で県庁へ送付
- 県庁の独立したパソコンの小児死亡症例台帳に入力

※事務局内ではいずれの作業も、ネットワーク接続のないPC内で行い、紙媒体は鍵付きキャビネットに保管

	2020年												2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
実施体制及び協力体制の構築															
事務局体制（事業立ち上げメンバーの決定）	○														
個人情報保護に関する協議	○	→	6/16 会議												
事業委託先の選定	○		6/16 打合せ												
CDR 関係機関連絡調整会議				7/17											
打ち合わせ会	○											→			
実施要項など文書作成	○	→	→												
情報の収集・管理等															
死亡小票事前審査開始・承認				→											
小児死亡症例台帳作成開始					○										
死亡調査票収集開始					○										
個人情報審査会準備・開催・承認	○	→	6/16												
情報管理における具体的な対応						○					→	→			
検証、対応策の提言															
検証症例の選定						9/18					→				
個別検証（初回）						9/25									
概観検証（初回）									12/18						
提言を目的とする会議体の設置												3/19			
予防策取りまとめ・提出												3/31			

2. 活動スケジュール

3. モデル事業関係者一覧

(1) CDR 関係機関連絡調整会議（委員）

いずれも、それぞれの機関の長となる立場の者やそれに準ずる立場の者で構成された。

① 医療関係

- 従事者（法医学者、社会医学者、救急医、小児科医、小児外科医など）11名
- 関係団体（県医師会、県小児科医会、県精神科病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会など）6名

② 警察・司法（生活安全対策課、捜査一課、県弁護士会など）3名

③ 教育・保育（県私学振興会幼稚園部会、県保育協議会、県高等学校長協会、公立小中学校長会、特別支援学校長会など）5名

④ 関係団体（被害者支援、自殺予防ネットワークなど）2名

⑤ 行政（市長会、町村会）2名

⑥ 行政関係者

- 保健所（保健所長会、中核市保健所長など）2名
- 県各所属（県民安全協働課、私学・科学振興課、交通政策課、消防保安課、障害福祉課、医務課、健康増進課、精神保健福祉センター、子ども福祉課、中央児童相談所、産業政策課、道路管理課、治水課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、保健体育課など）16名

(2) 多機関検証委員会（委員）

① 医療関係

- 従事者（法医学者、救急医、小児科、小児外科など）9名
- 関係団体（県医師会など）1名

② 警察・司法（生活安全対策課、検視指導室、県弁護士会など）3名

③ 研究者（厚労科研班員など）3名

④ 行政機関（保健所、教育庁義務教育課、中央児童相談所、子育て政策課など）8名

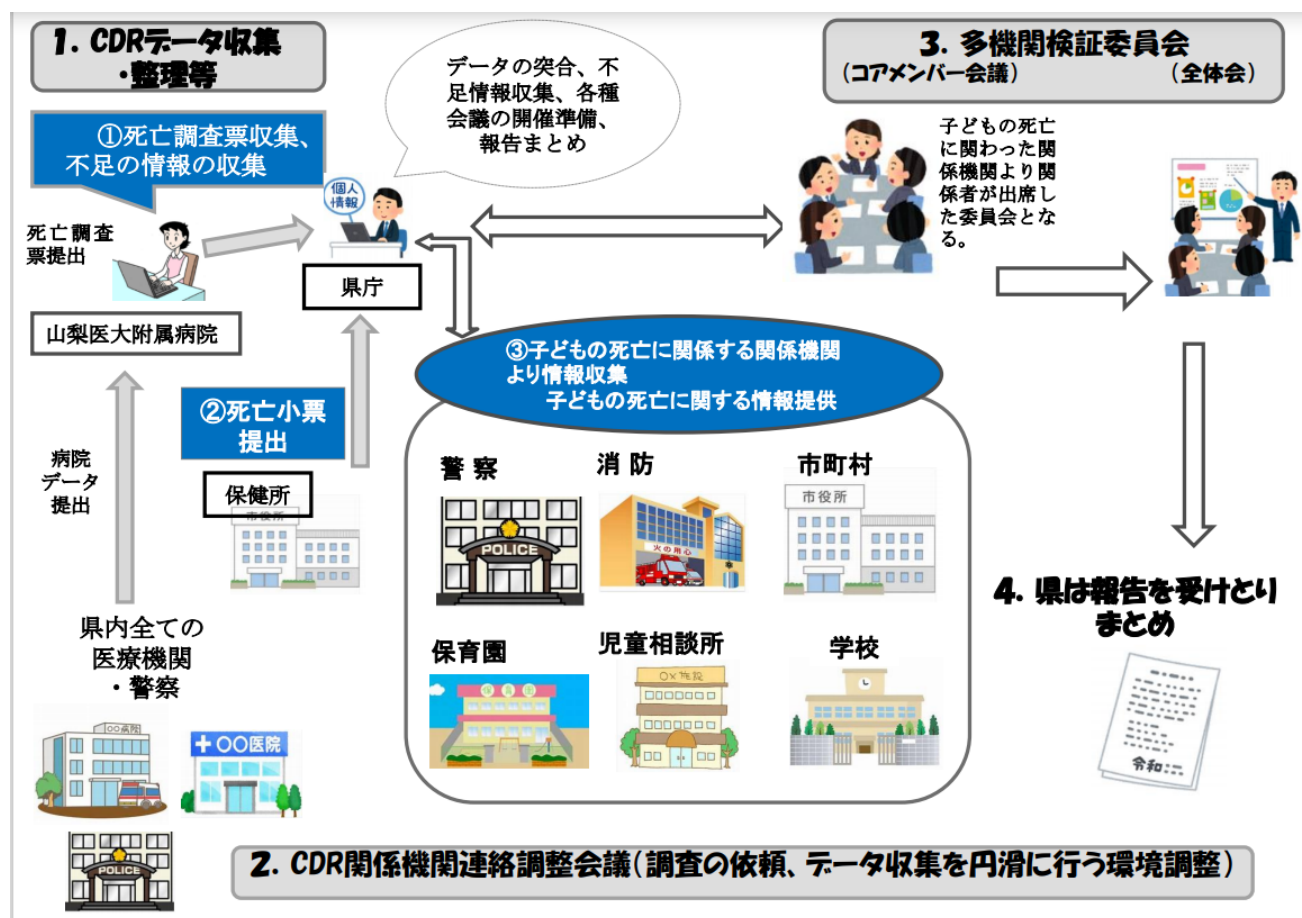
(3) CDR 事務局（本部は県庁）

① 県庁子育て政策課（保健師（専任）、事務職など）3名

② 委託先小児科医 2名

(4) 山梨 CDR 研究班（小児科医、小児外科医など）6名（上記（1）～（3）の兼任あり

4. 体制図



事務局業務の中で事業委託した部分：県内各病院からの死亡調査票の収集・管理、県庁への送付

※事業実績報告書より抜粋

5. 活動内容詳細

(1) CDR モデル事業の実施に関連した基盤

- CDR の導入に向けて取り組みを行ってきた県内の小児科医の集まりである日本小児科学会山梨地方会が厚生労働科学研究費補助金を活用し、CDR の運用等について研究を進めていた経緯があり、取り組みの大きな動機づけとなった。
- 死因究明や CDR に関心の高い知事が存在があり、事業への理解を得やすい環境にあった。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- R1 年度末、モデル事業開始に先立ち、県法務担当（行政経営管理課）と相談したところ、山梨県個人情報保護条例の 3 点について県個人情報審議会での審議が必要と判断された。その 3 点は「要配慮個人情報の取得」「個人情報の本人からの取得」「個人情報の目的外の利用・提供」であった。そして審議会に諮り、県として個人情報を取り扱う事業を進めることを審議・許可を得た。
- 審議の結果、遺族への同意書は必要ないと判断された。
- ポスター、リーフレットを作成し、関係機関連絡調整会議委員、県内病院、小児科医院、市町村に配布した。
- CDR 関係機関連絡調整会議や第 1 回概観検証委員会において、4-6 社の取材を受け、マスコミによる周知を図った。
- 厚生福祉、医師会誌、小児保健学会誌などの雑誌への掲載を依頼した。
- 委託先医療機関の HP に CDR 事業について掲載した。

(3) 関係者の巻き込みとその工夫

- 県関連の部署では、審議会の許可を得ていることを説明し理解を得られるように努めた。
- 情報収集の過程では、医療機関（官公立病院協会、民間病院協会）代表に事業の説明をし、事前に県庁から情報提供を含め事業の協力依頼を送付後、委託先より具体的な調査票記載例などとともに、提出方法について案内した。その他の関係機関には、事前に県庁から情報提供を含め事業の協力依頼を送付後、情報提供が必要な都度、県庁から電話で事業の目的、情報提供の依頼について説明し、事例の概要が入った依頼通知を書留郵便で送付した。
- 厚生福祉、医師会誌、小児保健学会誌などの雑誌へ CDR についての記事を掲載。
- 小児保健学会、その他研修会で委託先小児科医師が講師として CDR の説明を行った。

(4) 死亡小票利用の有無とその取扱いについて

- 死亡小票（の転写書類）を補助的に利用することで、統計法に基づく網羅的な集計ができると考えたため死亡小票を利用した。

- 取り扱いについては、前記 1. 情報管理・利用について、を参照のこと。
- なお、県としては個人情報審議会を開催し事業内容を諮ったことから、県内中核市においても同様の対応が望ましいと考えられた。そのため、死亡小票の利用も事業に関連する事項として、中核市個人情報審議会において審議・許可が得られるまでは据え置いた。

(5) 検証の進め方（スクリーニング、多機関検証委員会（個別検証・概観検証））

- 概ね 1 か月に 1 回スクリーニングを小児科医師 1 名、保健師 2 名で実施後、個別検証に出席してもらう関係者を決定した。
- 個別検証は把握した全例について、1 事例ずつ実施した。日程の調整、決定に関しては、医師の都合を優先して決めるため委託先の医師が調整した。県事務局が参加者に日程を連絡し、その後正式な通知を起案、発送した（個人情報が入る為書留郵便とした）。
- 概観検証は 3 か月に 1 回設定したため、そこまでに収集できた事例を県庁がまとめ、会議に提出した。日程は山梨 CDR 研究班員の予定に配慮した。県が参加者に日程を連絡しその後、正式な通知を起案、発送した。事前資料の作成、送付を行った（多機関検証委員会マニュアル、統計資料など個人情報でない資料）。

(6) 政策提言への流れ

- 概観検証の結果をもとに、子どもの死亡の予防策について、国、県、医療、県民の立場での優先順位（有効性、実現可能性を踏まえ）を検討するとともに、今後実現に向けての方策を検討する機会を設けた。その予防策検討会のメンバーは、山梨 CDR 研究班の代表者と県事務局とした。事前準備として予防策を整理した資料を山梨 CDR 研究班 6 人と事務局で、有効性、実現可能性について点数化し、整理した。
- 次年度の CDR 関係機関連絡調整会議等で、協議した内容を報告予定。
- 予防策に関しての報告書を多機関検証委員座長から知事に手交、委託先小児科医師が事例の概要を説明した。

(7) その他

- 事務局に行政従事歴の長い保健師を専門員として配置され、円滑な事業構築に貢献した。
- 前年度よりモデル事業への参画を検討し、長期にわたる協議が重ねられていた。